

出産育児一時金、出産手当金について

被保険者・被扶養者の妊娠・出産に

出産育児一時金 家族出産育児一時金

妊娠13週（85日目）以降の出産の場合、1児につき39万円が支給されます。なお、生産か死産は問いません。

また、産科医療補償制度加入分娩機関で、妊娠22週以降に分娩をした場合は、1児につき42万円の支給となります。

付加給付金

1児につき被保険者2万6000円、被扶養者1万6000円が支給されます。資格喪失後の分娩については、対象外となります。

◆請求方法

請求方法	提出書類
①直接支払制度	分娩施設と出産する方との合意に基づき、分娩施設が被保険者に代わって、支払機関を経由して、出産育児一時金の支給申請と受取りを行う
②受取代理制度	出産前に、被保険者が分娩施設に請求を委任することにより、出産育児一時金と付加金を支払機関を経由せずに当組合から分娩施設に直接支給する
①、②以外での出産	窓口で分娩費用の全額を支払い、後日当組合に請求する

産科医療補償制度加入医療機関での出産の場合は、専用スタンプを押印した領収書の写しの添付が必要となります。

Q 直接支払制度を利用し出産費用が300,000円でした。差額と付加金の申請が必要でしょうか。

A 直接支払制度を利用した場合の差額および付加金については、申請が必要となりますので、右表①の書類を当組合へ提出してください。なお、出産日の翌日から起算して2年経過すると、時効により支給されません。

Q 退職後に出産しました。出産育児一時金は請求できますか。

A 被保険者の資格が、喪失した日の前日まで継続して1年以上あり、資格喪失後6か月以内の出産である場合、請求することができます。ただし、資格喪失後に加入した医療保険制度で、出産育児一時金を受けられる場合は、支給されません。

被保険者が働けない期間

出産手当金

被保険者が出産のために仕事を休み、給与等が支給されないときは、出産手当金として1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給されます。なお、被扶養者には支給されません。

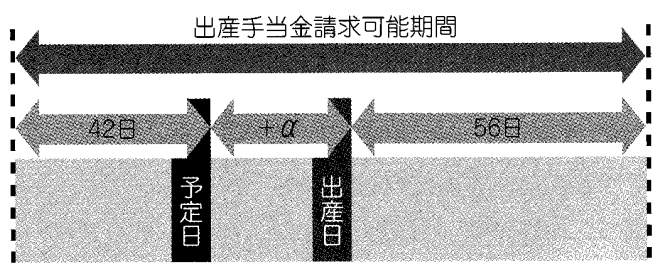
支給期間

出産日以前42日間（多胎妊娠の場合は98日間）、出産日後56日間のうちで出産のために仕事を休んだ日数分です。ただし、出産予定日より遅れて出産した場合、出産予定日以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）からが産前の請求期間となり、遅れた期間も支給されず（㊦）。

請求方法

次の書類を当組合へ提出してください。

㊦ 出産日が予定よりも遅れた場合



- ① 出産手当金請求書
- ② 請求期間に係る給与等の支払いについて
- ③ 出勤簿（写）
- ④ 貸金台帳（写）

